

仙北市温泉入浴促進映像制作業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 委託業務名

仙北市温泉入浴促進映像制作業務

(2) 業務の目的

本業務は、正しい温泉入浴方法の周知及び温泉のイメージアップを図るために、市民及び観光客をターゲットとした映像を制作し、温泉入浴による健康増進を図ることを目的とする。

(3) 業務の契約期間（予定）

契約締結日から平成30年1月31日（水）まで

(4) 業務の内容

別紙仕様書のとおり。

(5) 提案限度額

① 1,650,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※提案限度額を超えた見積金額の提案は無効とする。

②対象経費

区分	内容
1. 人件費	業務に直接従事する従業員等の直接作業時間に対する人件費
2. 報償費	業務の遂行に必要な出演者やナレーター、翻訳等に係る謝礼
3. 旅費	業務従事者が事業を行うために必要な交通費等
4. 使用料	業務の遂行に必要な機材・設備類・音源使用等に係る使用料
5. 消耗品費	業務の遂行に必要な物品（DVD等）の購入に係る経費
6. 印刷製本費	実施報告書及びDVD盤面印刷に係る経費
7. 一般管理費	1～6の計の10%以内 ※小数点以下を切り捨て (光熱水費等の他の用途と明確に区分できない経費)
8. 消費税及び地方消費税相当額	1～7の計の8% ※小数点以下を切り捨て

③対象外経費の例

- ・備品購入（不動産、PC、自動車等車両など）及び修理費、車検費用等に係る経費
- ・飲食、接待等に係る経費
- ・その他、受託業務との関連が認められない経費

(6) 留意事項

- ・本業務は、地方創生推進交付金を受けて実施するものであることから、受託者となった場合は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は事務所に保管しておくこと。

2 参加者の資格

参加者の資格は次のとおりとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立がされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしている者若しくは更正手続開始の申立がされている者（同法第41条第1項に規定する更正手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 仙北市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 平成29年度において仙北市の物品調達及び役務提供等の入札資格を有し、審査が行われる日まで指名停止措置を受けていない者であること。（未登録の場合は、参加意思確認書の提出期限までに登録を行ってください。仙北市ホームページ>行政情報>入札・契約 各種様式等で案内しています。）

3 プロポーザルの日程（予定）

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 7月12日（火） | 実施要領発表・公募開始 |
| 7月19日（水） | 質問提出期限（正午まで） |
| 7月21日（金） | 質問に対する回答をHPに公表（午後5時まで） |
| 7月28日（金） | プロポーザル参加意思表明及び提案書提出期限（午後5時まで） |
| 8月9日（水） | プレゼンテーション審査 |
| 8月中旬 | 審査結果の通知 |

4 質問及び回答

質問は、質問書（様式4）により受付け、回答を行う。

(1) 提出期限

平成29年7月19日（水）正午必着

(2) 提出方法

ファクシミリ

(3) 提出先

「10 問合せ先」に同じ

(4) 回答方法

平成29年7月21日（金）午後5時までに、仙北市HPにて公表する。

5 プロポーザル参加意思表示及び企画提案書類の提出

プロポーザルに参加する者は、次の書類を提出するものとする。

書類名	内容	必要部数
①参加意思確認書（様式1）	必要事項を記入。 ※入札参加資格未登録の場合は当該書類も提出。	1部（正本）
②企画提案書（任意様式）	A4版、両面印刷を原則	8部
③会社概要（任意様式）	経歴、事業概要等を記載（パンレット等での代用可）	8部
④業務委託の推進体制（様式2）	様式の記載項目をカバーしていれば、任意様式可。 （複数枚可）	8部
⑤業務実績（様式3）	同種・類似の業務を実施した過去3年間の実績を記載。（業務名、発注者名、履行期間、履行内容）	8部
⑥見積金額等（任意様式）	設計書に基づき記載。	正本1部 副本7部

※ ①～⑤の順番に並べ、左上をクリップ留めし、持参又は郵送にて提出すること。なお、FAXや電子メールでの提出は受け付けない。

※ 企画提案書類の印刷については、白黒印刷、カラー印刷の別は問わない。

(1) 提出先、提出方法及び期限等

- 1) 提出先 「10 問合せ先」に同じ
- 2) 提出期限 平成29年7月28日（金）午後5時必着

6 選定委員会の開催

受託候補者の選定を行う選定委員会を開催する。

プロポーザル参加者による企画提案書類及びプレゼンテーションにより選定を行う。

(1) 開催日時

平成29年8月9日（水）午後1時～（予定）

事業者毎の開始時刻等の詳細は、8月2日（水）午後5時までにファクシミリで通知する。

(2) 開催場所

仙北市役所 田沢湖庁舎 3階 第1会議室

事業者側の参加人数は、3名以内とすること。

(3) 実施時間

1 事業者につき 20 分程度を予定。事業者から 15 分程度で企画提案内容を説明した後、5 分程度の質疑応答を行う。

(4) プレゼンテーションの方法

新たな資料の提出は不可とし、提出した企画提案書に基づき説明すること。なお、パワーポイントでの説明等プロジェクターの使用を希望する場合は、必ず企画提案書類提出時に申し出ること。

(5) 説明者について

原則として、企画提案書の「業務委託の推進体制」に記載の配置予定者が行うこと。

7 選定委員及び評価の方法

(1) 選定委員は仙北市長があらかじめ指名した 5 名とし、うち 1 名を委員長とする。

(2) 選定委員は企画提案書類及びプレゼンテーションをもとに、次の観点から評価を行う。

評価項目	評価の観点	配点 (満点)
業務実施能力	・過去の業務実績 (本業務と同種又は類似業務) ・適切な業務執行体制 (人員配置・役割分担)	100
企画提案書	・提案内容の具体性、的確性、話題性 ・効率的な実施スケジュール ・付加価値提案、追加提案 ・見積額と業務量の整合性	400
合 計		500点

(3) 評価点を集計し協議の上、受託候補者及び次点者を決定する。

(4) 審査の結果は郵送にて通知する。なお、審査経過については公表しない。

8 契約締結

受託候補者に決定した者と履行条件等の具体的な契約締結の交渉を行い、見積書を徴して契約を締結する。交渉には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲での内容の変更協議を含むものとする。交渉が不調の場合は、次点者との交渉を行うことができるものとする。

9 その他

(1) 企画提案書類の作成・提出及びプレゼンテーションに要する費用は、応募者の負担とする。

(2) 提出された企画提案書類等は返却しません。

(3) 失格の条件

以下の条件に該当する場合は、失格となる場合がある。

①提出書類等の提出方法及び提出期限について、本市が示した要件を満たしていない場合。

- ②プロポーザル提案書類に記載すべき事項が明記されていない場合。
- ③プロポーザル提案書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
- ④提出書類等に虚偽の内容が記載されている場合。

10 問合せ先

〒014-1298 秋田県仙北市田沢湖生保内字宮ノ後 30

仙北市総務部 地方創生・総合戦略室（担当：柏谷、西宮）

電 話 0187-43-3315 ファクシミリ 0187-43-1300

メール sousei@city.semboku.akita.jp

仙北市温泉入浴促進映像制作業務 仕様書

1. 本仕様書の位置づけ

本書は、本市温泉の魅力発信及び温泉入浴促を促進するために実施する、仙北市温泉入浴促進映像制作業務委託公募型プロポーザル方式による受託者の選定に当たって策定した業務の想定使用である。また、受託業務の効果的な遂行に資すると受託者が考えるものについては、想定仕様に追加して提案することを妨げない。

業務の正式な仕様は、契約締結前に調整する場合があるので、その点を踏まえて提案すること。

2. 委託業務名

仙北市温泉入浴促進映像制作業務

3. 目的

本業務は、正しい温泉入浴方法の周知及び温泉のイメージアップを図るために、市民及び観光客をターゲットとした映像を制作し、温泉入浴による健康増進を図ることを目的とする。

4. 業務期間

契約締結日から平成30年1月31日（水）

5. 業務内容

正しい温泉入浴方法による健康増進を促進する3分程度の啓発用映像を制作するための、企画・構成、台本作成、ロケ、編集等の一連の業務を実施する。

【制作物】

- ・正しい温泉入浴方法による健康増進促進映像
3分程度の映像 1本
- ・映像DVD制作
DVD盤面印刷（ケース付き）30枚

【DVD映像制作】

- ・3分程度の映像で市民及び観光客が興味を持ってもらえるように工夫すること。
- ・正しい温泉入浴の促進と温泉自体のイメージアップにつながる映像とすること。
- ・日本語、英語、中国語（簡体・繁体語）、韓国語の4種類のテロップを作成すること。
なお、翻訳者の選定については市が協力する。
- ・構成及び台本等については受託者が作成し、内容の決定は市が行う。また、正しい温泉入浴方法の情報提供は市が行う。
- ・ロケの実施に当たり、ロケ隊及び機材一式は受託者が準備する。
- ・ロケ先への協力依頼は市が行う。

- ・ナレーターを配置し、必要に応じてCGや音楽を使用して編集すること。

【業務の成果物】

- ①DVD、ケース付き 30枚
- ②3分映像データ（YouTubeで再生可能な動画形式）

6. 業務の進め方

業務に関しては、契約締結後、進め方や資料確認など適宜、十分な打ち合わせ協議を行いながら業務を進めていくものとする。

7. 留意事項

- (1) 本業務委託で作成された著作物に関する全ての著作権は市に帰属するものとする。
- (2) この業務を遂行するにあたり、受託者は別添「個人情報取扱特記事項」を順守すること。
- (3) この業務を遂行するにあたり受託者が第三者に損害を与えた場合、また業務遂行に際し受託者の従業員や機械・設備等に事故が発生した場合は、全て受託者の責任において解決すること。
- (4) 受託業務を一括して第三者に再委託することはできない。ただし、軽微な内容であり、かつ効率的に業務を遂行する上で必要と思われるものについては、事前に市と協議の上、業務の一部を第三者に再委託することができる。
- (5) 本業務は、地方創生推進交付金を受けて実施するものであることから、受託者となった場合は、関係する書類等を、業務が終了した年度の翌年度から起算して5年間は事務所に保管しておくこと。

8. その他

- (1) 委託料の支払いは、業務完了後の実績報告等に基づき行う。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (3) 本仕様書に定めのない事項は、協議の上、決定する。

仙北市温泉入浴促進映像制作業務委託 設計書

項目	単価	数量	単位	計
企画・構成、台本制作等に係る経費				
撮影に係る経費				
編集に係る経費				
成果物に係る経費				
その他				
合計（税抜き）				
合計（税込み）				